

第1章 いじめについての理解と認識

(Q1) いじめの未然防止も含めた対応について、基本的にどのような考え方に基づいて取り組んだらよいですか。

いじめの問題への対応については、「いじめは、子どもの健全な成長にとって看過できない影響を及ぼす深刻な問題であるとともに、人の尊厳を奪う重大な問題であり、絶対に許すことのできない行為である。」「いじめについては、どの子どもにも、どの学校においても起こりうる。」という確固たる指導の基盤を全ての教職員がもって、日常的に人権意識を高める教育に当たらなければならない。また、児童生徒相互の温かな人間関係を構築するなど、いじめの起きない学校・学級経営を心掛け、学校全体としての具体的な取組を不斷に進めていくことが大切である。この問題の根本的な解決のためには、生命や人権の尊重をはじめ、倫理観の確立、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、児童生徒一人一人の豊かな人間性を育む活動を通して、いじめを許さない、いじめを生まない風土づくりに努めるよういじめの未然防止の観点に立った取組を充実させることが重要である。

しかし、そうした未然防止への取組があってもいじめは生じる場合もあり、いじめを見抜く教職員の目を養うとともに、悩みや苦しみを気軽に相談できる教職員と児童生徒間の人間関係を構築しておくことが大切である。

いじめは、巧妙になされる場合がしばしばみられ、本人の訴えがない限り、重大な状況になるまで発見されないケースが多いものである。教職員と児童生徒との信頼関係を築くよう努力し、普段から先生が守ってくれる、との安心感を児童生徒に感じさせるような学校であってこそ、子どもからのSOSは教職員に届くものである。

いじめが発生した場合には、何よりも被害児童生徒に対して親身に接すること、また、いじめは絶対に許さないという教職員の強い決意の下、全校体制で対応していくことが重要である。その際、必要に応じて、関係諸機関と連携を図っていくことも大切である。また、加害児童生徒に対しても、毅然とした態度で接するとともに、その子が抱えるいじめの背景にも目を向けることが必要である。

学校は、子どもからいじめられたと訴えられた際にはいじめか否かの判断をする前に苦しんでいる子どもが目の前にいれば、その苦しみからいち早く解き放つよう、保護者との連携の中で、最大限の努力をする必要がある。

学校は、いじめの問題の解決に向けて自校で策定した「いじめ防止基本方針」について、教職員間の共通理解・共通認識を深めておくとともに、保護者や地域への説明・啓発に努めることが大切である。

※ 文部科学省は、いじめに係る調査を毎年行っている。この調査において「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」としており、さらに「なお、起きた場所は学校の内外を問わない。」と付け加えている。

(Q 2) いじめの定義が変更されましたが、どのような趣旨で見直されたのですか。

平成18年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から以下のとおりいじめの定義が改訂された。

【改訂前】

「①自己より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。」なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

【改訂後】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

いじめの定義については、上記のように表現が変更となり、いじめの考え方について、特に以下の3つの視点から見直されている。

一点目は、「自己より弱い者に対して一方的に」から「一定の人間関係のある者から」と改訂され、いじめられる・いじめるという関係性の考え方を見直している。いじめは、一定の人間関係の中で発生すると捉える。例えば、おとなしい子どもが、日頃、力を誇示している子どもに対して携帯電話でメールを送って誹謗中傷したり、物を隠したりすること等があった場合にも、被害児童生徒が精神的苦痛を感じていれば、いじめである。改訂前の定義のように弱い者に対して一方的にということだけではなく、一定の人間関係の中で、どの子にもいじめは起こりうると考える。

二点目は、「身体的・心理的な攻撃を継続的に加え」から「心理的、物理的な攻撃を受けたことにより」と改訂され、「継続的」にという言葉が削除された。改訂前は、一過性の心理的、物理的な攻撃はいじめという捉えをしていない。今後は、継続的なものはもとより一過性のものもいじめと捉えて指導していくことである。

三点目は、「相手が深刻な苦痛を感じているもの」から「精神的な苦痛を感じているもの」と改訂され、深刻なという言葉が削除された。いじめられている子どもの立場に立って、いじめられている子どもが感じている精神的苦痛を適切に把握し、いじめの解消に努めていくことが必要である。

また、いじめの件数を把握するために従来の発生件数から認知件数に改訂された。認知件数とは、発生しているいじめのうち、学校が把握できている数のことである。学校は認知できないいじめの問題があるという認識のもと、いじめの問題の未然防止や早期発見・早期対応について継続的な取組を行うことが大切である。

平成24年度には、前述の定義に加えて、「この『いじめ』の中には、犯罪行為として取り扱

わるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し対応をとることが必要である。」という文言が加わった。いじめの防止、早期発見及び対処のため、関係機関、特に警察との連携の強化が示されたと言える。

(Q 3) いじめ防止対策推進法はどのような趣旨で制定されたのですか。

平成23年に大津市で起きた中学生のいじめ自死事案がきっかけとなりいじめが社会問題化する中で、社会総がかりでいじめに対峙していくための法の制定の必要性が叫ばれた。また、国会においても、いじめ対策が喫緊の課題であるとの認識のもと協議が重ねられ、平成25年6月に議員立法として法案が提出された。

いじめ対策を法律で制定した趣旨としては、①いじめに関する専門的な知識を持つ教員の養成・採用・研修等の支えになる法的根拠の必要性、②いじめ防止のための予算や人的配置の根拠となる法的根拠の必要性、③いじめ防止の重要性について社会に対するアナウンス効果の重要性、があげられる。また、この法律には、「学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」「いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」「国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服すること」が基本理念として謳われている。

「いじめ防止対策推進法」において、「『いじめ』とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義づけられた。この定義については、インターネットに関わる部分が加わったものの、平成18年度に示された定義と同義であるとされている。

(Q 4) いじめとはどのような行為をいうのですか。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」並びに、「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、いじめの態様は次のように分類されている。

○主ないじめの行為

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等（インターネット等の情報機器端末を通じて行われるもの）で、誹謗中傷や嫌なことをれる。
- ⑨その他
- いずれも、人の尊厳を著しくおかす行為であり、断じて許されない行為である。また、いじめに対しての報復的な行為は、正当化されるものではない。

(Q5) いじめを受けている子どもの心理状態はどのように理解したらよいですか。

いじめは、大人(教職員や保護者)の目の届かないところで発生していることが多く、いじめを受けた子どもは精神的に深い傷を受けやすい。いじめられた子どもはトラウマ反応^(註1参照)を生じ易く、P T S D (Post-Traumatic Stress Disorder)^(註2参照)状態に陥ることもある。

1 初期の心理状態

年少の子どもたちは、辛い、不愉快な仕打ちを受けると表情、態度に明確に現れる。また大人に訴えもするため、いじめは発見されやすい。しかし、年齢が上がるにつれ、子どもたちには、いじめの被害者になった時、「子どもの問題を教職員や保護者に訴えることは卑怯な行動だ。これは、自分の問題だ。自分が我慢すればよい。」などという心理状態と同時に、「なぜ自分がいじめられるのか。」という苛立ち、「いじめられていることを訴えれば、いよいよ孤立してしまうのではないか。」「もしかしたら仕返しされるかも知れない。」といった不安や恐怖などが心を支配するようになる。

そうした心理状態の中で、「いじめられていることを訴えることは、自分の至らなさを自分自身で認めることになる。」「いじめを訴えず、いじめられていないかのように振る舞うことで、自分のプライドを守っていくほうがよい。」などといった心理状態になることもある。

また、別の心理として、いじめを訴えた結果、教職員や保護者などがとる行動がむしろ逆効果となり、「前にもまして悪い状態になっていくのではないか。」という不安を抱いたり、教職員から「相手にするな。」といった一方的な励ましや「両方とも反省して仲良くしなさい。」等の安易な指導に対し、自分の気持ちを受け止めてもらえないという思いをもち、教職員や保護者などに援助を求めず、誰にも訴えないままに孤立感を深めていくケースもある。

しかし、いじめられた子どもは、逃げることもできない、どうすることもできない状態の中で、「誰かに気づいてほしい。」「助けてほしい。」と願っている。

2 いじめが継続した場合の心理状態

いじめが継続すると、身体と行動の自由が奪われ、精神的自由も奪われるさらに、人格にまで影響を与え、無力状態におかれ、抵抗ができなくなる。

被害者は内面を侵害される苦痛から逃れるために進んで加害者の言いなりになる態度を見せることがある。あたかも友だちであるかのように、外見的には親しく振舞っているため、被害者の精神的な苦痛は、加害者と同化していく外からは一層見えにくくなる。

また、表面的には、いじめを受け入れてでも仲間でいたいと考えたり、訴えないことによって

仲間であるかのように振る舞う場合もある。

実際は、いじめの被害者は、いじめる側の支配的で抑圧的な存在に絶えずおびえ、恐れ、精神的に疲弊している。

この関係が持続し、放置されれば、被害者は精神的苦痛から解放されたいという思いから自死という取り返しのつかない行為に及ぶことも考えられる。



とてた級
相もAA友
談ひ子子か
員とはは、ら
にり語ば「学
つっ校「バ
た。ちせ来キ
だ、な」
し学く
校な扱
へつい
。行たさ
ーつ。れ

注1) 「トラウマ反応」

一般に心身に不快をもたらす要因をストレスと呼ぶが、それが非常に強い心的な衝撃を与える場合には、その体験が過ぎ去った後も体験が記憶の中に残り、精神的な影響を与え続けることがある。このようにしてたらされた精神的な後遺症を特に心的なトラウマ（外傷）と呼んでいる。また、それによる精神的な変調を、トラウマ反応と呼ぶ。トラウマ反応の多くは一過性に経過し、症状の程度の軽いものが多いが、ときには慢性化し、その後の社会生活に少なからぬ苦痛を残すことがある。

注2) 「P T S D」

「心的外傷後ストレス障害」又は「外傷後ストレス障害」と訳される。

トラウマ体験を思い出したくないのに何度も繰り返し思い出したり、他人と疎遠感や隔絶感があったり、眠れなくなったり、トラウマ体験に似た状況があると、それは昔のことだから今は安全とわかっていても、胸がドキドキしたり、震えたりして驚いてしまう症状がある。

(Q 6) いじめを行っている子どもの心理状態はどのように理解したらよいですか。

いじめの集団の構造として、大きく分けて、被害者、加害者、観衆、傍観者、仲裁者という5つのグループがある。加害者、観衆、傍観者は、その状況や時期による、さまざまな心理状態の中で、意識的・無意識的（直接的・間接的）にいじめ行為に関与しているといえる。

観衆、傍観者の心理の全てを網羅することは難しいが、加害者の心理機制や心の状態としては、以下のことが考えられる。

いじめの加害者は、上述の心理機制や心理状態等が複雑に絡まった思いの中で「いじめ」という行為に及んでいるといえる。また、異質なものを排除しようとする、集団になじまないものを罰しようとするなどといったことは、社会的・文化的・歴史的な背景を持っていることが多い。

【心理機制】

- 自分たちと異質なものを排除しようとする気持ち。
- 集団になじまないものを罰しようとする気持ち。
- 自分より優れているものへのねたみや嫉妬心。
- 欲求不満発散（ストレス発散）。
- 遊びのエスカレート。
- 他の人がいじめられている時に、そのいじめに加わらないと次は自分だという恐れの気持ち。
- 誰かから被害を受けたという意識のやり返し（報復）。



【心の状態】

- 自分より優れていたり、先生や友達に認められている人が気に入らない。
- この人はみんなと違うことをしたり、約束を破っても平気な顔をしていたりして、イライラする。
- この人に、先生やみんなも不満や嫌悪感を持っている。少しくらいいじめても、自分はみんなの代弁者だから支持してもらえる。
- 自分も以前にいじめられたことがあるのだから、同じ苦しみを与えてやりたい。
- 自分は、先生や親・友達から認められないし、気持ちをわかってもらうことが少なくて不満だ。
- いじめを続けないと、今の仲間からはじき出されるのではないか。自分のクラスの中での地位が危うくなりはしないか。

いじめの 4層構造

